

協 議（１） デマンド型乗合タクシーの運行時間の変更について

1. 協議内容

始発の午前 8 時の便（現行 1 台）をなくし、午後 0 時の便に振り向けること。

それに伴い、運行時間を「午前 8 時から午後 5 時まで」となっているのを、「午前 8 時 30 分から午後 5 時まで」と変更すること。

2. 理由

午前 8 時の便は、前日まで予約しなければならないこととしていることもあり利用者数が 1 台当たり 1 人に満たない状況となっている。（H26 年 4 月から 10 月までの実績では 0.85 人/台）

また、午後 0 時、0 時 30 分、1 時、1 時 30 分の便は、運転手の休憩時間の関係から通常 4 台のところを 2 台で運行しているが、0 時=1.43 人/台 0 時 30 分=1.49 人/台 1 時=1.39 人/台 1 時 30 分=1.18 人/台（全便平均 1.26 人/台）となっており、午後 0 時から 1 時までの便が利用者が多い状況となっている。通院での利用者が帰りの便として利用することが多いためと考えられる。

以上のことから、利用者へのサービス改善並びに運行効率の改善を図ることを目的として運行時間を変更するもの。

3. 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日（水）からとする。

4. 手続き

①規則改正

大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例施行規則（平成 24 年規則第 5 号）を次のように改正する。

改正後	改正前	説明
(運行時間) 第 4 条 デマンドタクシーの運行時間は、午前 8 時 <u>30 分</u> から午後 5 時までとし、予約の状況に応じて運行する。	(運行時間) 第 4 条 デマンドタクシーの運行時間は、午前 8 時から午後 5 時までとし、予約の状況に応じて運行する。	字句の追加
備考 改正の部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

②道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の経営許可に関わる運行計画の変更